

事務連絡
平成26年3月20日

関東運輸局自動車交通部旅客第二課長 殿

タクシー事業活性化調整官

「公定幅運賃の範囲の指定方法等について」3. (1) ⑥に定める
「初乗距離短縮等に係る公定幅運賃の設定について」の考え方について

初乗距離短縮等に係る公定幅運賃については、「公定幅運賃の範囲の指定方法等について（平成26年1月24日付け国自旅第407号。以下「公定幅運賃通達」という。）」3. (1) ⑥に定めるところにより、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規則（平成21年国土交通省令第58号。以下「施行規則」という。）第10条の6第1項に定める意見書（以下「意見書」という。）において、公定幅運賃として指定を求める意見が示された場合に設定（初乗短縮距離等の変更を含む。以下「設定等」という。）することとしている。

この場合の意見書の提出については、施行規則第10条の5第1項及び公定幅運賃通達4. (2) 又は5. (3) に基づき、各地方運輸局長において公定幅運賃の指定又は変更を行う際に、協議会が各地方運輸局長からの通知を受けて行うこととされていることから、初乗距離短縮等に係る公定幅運賃の設定等は、公定幅運賃の指定又は変更の際に行うことが原則となる。

ただし、初乗距離短縮等に係る公定幅運賃の設定等について、基本運賃に係る公定幅運賃の指定又は変更を行うとき以外に行うことは、利用者利便の向上やタクシー需要の活性化等の観点から必ずしも不適切ではないと考えられることから、事業者団体等から初乗距離短縮等に係る公定幅運賃の設定等について要望又は提案が行われ、かつ、各地方運輸局において当該要望又は提案に係る初乗距離短縮等に係る公定幅運賃の設定等が妥当であると判断する場合にあっては、公定幅運賃通達4. 又は5. の手順によらずに、協議会に対して当該設定等に関する通知を行い、その結果、協議会から当該設定等を求める意見が提出されたときは、これに基づいて初乗距離短縮等に係る公定幅運賃の設定等を行うこととして差し支えないこととするので、十分留意することとされたい。

